

判例研究

ドイツ売買法における「保証」の範囲について

—— 2022年2月10日ドイツ連邦通常裁判所
民事第1部決定の検討 ——

古谷 貴之

I 本稿の目的

本稿は、オンライン・プラットフォームにおいて売主が販売した商品(Tシャツ)に「お客様がご満足いただけない場合には返品に応じます」という趣旨のハング・タグ(品質表示票)が付けられている場合に、この表示がドイツ民法(以下、BGBと表記する)上の「保証」(第443条)に該当するかどうかという問題を検討する。このようなハング・タグの表示が「保証」とみなされる場合には、売主は、BGB第479条(保証に関する特則)に定める情報を消費者に提供しなければならない。

近時、この法的問題をめぐる訴訟を扱ったドイツ連邦通常裁判所(以下、BGHという)民事第1部は、BGB第443条及び第479条の基礎にあるEU指令の解釈問題についてEU司法裁判所に事件を付託する決定を行⁽¹⁾った。これにより、今後、指令の解釈に関するEU司法裁判所の判決が下される可能性がある。本稿は、将来におけるEU司法裁判所の判決を検討するための予備的考察としてBGH決定の内容を整理・検討することを目的とする。なお、BGH決定の検討に必要なBGB及びEU指令の関連条文を

(1) BGH, Beschluss vom 10. 02. 2022 - I ZR 38/21. = GRUR 2022, 500.; 本決定の評釈として、Jens Schulze zur Wiesche, Vorlagefrage: Ist eine Zufriedenheitsgarantie eine Garantie?, GRUR-Prax 2022, 207も参照。

本稿末尾に記載しているので、適宜参照されたい。

II 事案の概要

事実関係の概要等は、次のとおりである。⁽²⁾

X（原告・控訴人・被上告人）は、オンラインショップにおいて、スポーツ及びフィットネス関連の商品を販売する会社である。Y（被告・被控訴人・上告人）は、「L」というブランド名でスポーツ・フィットネス用品を小売店やインターネット取引業者を通じて販売する会社である。Yは、少なくとも2013年まで、その販売するTシャツに下記の文章を印字したハング・タグを付けていた。

L保証：

すべてのL製品には、独自の永久保証が付いています。ご満足いただけない場合は、お買い上げの販売店にご返品ください。直接「L」にご返品することもできますが、いつ、どこで購入されたかをお知らせください。

Xは、2018年8月に、ミステリー・ショッパー（覆面調査員）を介して、オンライン・プラットフォーム（以下、Oという）で提供されるYのTシャツ2枚を購入した。

Xは、このTシャツに付されたハング・タグには「L保証」と印字されているが、そこに示された内容は保証表示の法定要件を満たさないと主張し、Yに対して不完全な保証表示をしないように不正競争防止法（以下、UWGという⁽³⁾）に基づく差止めを請求した。Yはこの訴えを不当としたうえで、消滅時効の抗弁を援用した（Yによれば、Xの取締役が2013

(2) BGH, GRUR 2022, 500, Rn. 1-9を参照。

(3) ドイツ不正競争防止法 (BGBl. I 2010 S. 254) の条文訳について、中田邦博＝カリス コス アントニオス＝古谷貴之「ドイツ不正競争防止法の意義と条文訳 (2020年改正版)」社会科学研究年報 (龍谷大学社会科学研究所) 51号 (2021年) 185頁以下を参照。

年7月12日に見本市におけるYのブースを訪れ、ハング・タグの付いたTシャツを見ていることから、その時点でハング・タグの存在を認識しており、2018年9月17日のUWGに基づく警告の時点でXの請求権は時効にかかっていると主張した。UWG第11条第4項による「請求権の発生後3年の消滅時効」も参照)。

原々審(ミュンヘン地方裁判所⁽⁴⁾)は、Xの請求を棄却した。これに対し、原審(ミュンヘン上級地方裁判所⁽⁵⁾)は、2018年8月の時点でもYのTシャツはBGB第479条第1項第2文の保証表示の法定要件を満たさないハング・タグを付けて販売されていたとして、Xの差止請求を認容した。原審によれば、品質保証タグに印字された、顧客が完全に満足しない場合に製品を返却できる旨の表示は、BGB第443第1項の意味におけるYの保証表示に該当するという。また、原審によれば、Yは、消費者の法律上の権利(BGB第437条以下)及びその権利が保証によって制限を受けないこと、並びに、保証の内容、保証の地理的適用範囲、Yの会社名及び住所について記載しておらず、BGB第479条第1項第2文の情報提供義務の要件が充足されていないという。原判決に対し、Yが上告した。

本件の主たる争点は、買主(消費者)の個人的事情に関わる表示(「不満足の際の返品表示」)がBGB第443条第1項にいう「保証」に該当するかどうかである。

III BGH 決定

BGHは、判決を言い渡す前提として、消費者権利指令(2011/83/EU)第2条第14号、及び、物品売買指令(2019/771/EU)第2条第12号にいう「商業保証」の解釈が必要になるとした。そのうえで、本案訴訟手続を

(4) LG München I, 10.02.2020 - 4 HKO 8418/19 (公刊物未搭載).

(5) OLG München, Urteil vom 14.01.2021 - 29 U 1203/20.

中断し、EU 機能条約 (TFEU) 第 267 条第 1 項(a)及び第 3 項に基づき、上記指令の解釈問題について、次のとおり、EU 司法裁判所に先決裁定を求め⁽⁶⁾る決定を行った。

- (1) 保証者の義務が消費者の個人的事情、特に売買目的物に関する消費者の主観的態度（本件では、消費者の判断に委ねられる売買目的物の満足度）に関連し、この個人的事情が必ずしも売買目的物の状態又はメルクマールに関連するものでない場合に、指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号の意味における瑕疵がないこと以外の要求、及び、指令 2019/771 第 2 条第 12 号の意味における契約適合性に関わらない他の要求が存在するといえるか。
- (2) 質問事項 (1) に対して肯定的な回答がされる場合には、消費者の個人的事情（本件では、購入した商品に対する消費者の満足度）が満たされないことを客観的事情に基づいて確認できる必要があるか。

BGH の付託決定の理由は、以下のとおり⁽⁷⁾である。

「[10] 付託した質問への回答がなければ、保証表示がされた場合の BGB 第 479 条第 1 項第 2 文に定める情報提供義務に Y が違反したことを理由に、X が UWG 第 8 条第 1 項第 1 文、第 3 条第 1 項、第 3a 条に基づく競争法上の差止請求権を行使することができるかどうかを判断することはできない。Y が BGB 第 479 条第 1 項第 2 文の規定を遵守しなければならないかどうかは、その販売した T シャツのハング・タグ上の約束が BGB 第 443 条第 1 項の意味における保証に該当するかどうかという、指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号及び指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号に基づいて明らかにされるべき問題に関わるものである。

[11] 1. BGB 第 479 条第 1 項第 2 文は、UWG 第 3a 条の意味における消費者の利益のために市場行動を規律する規定に該当する（2017 年 12 月 31 日まで適用される BGB 第 477 条第 1 項第 2 文の旧規定について、BGH,

(6) BGH, GRUR 2022, 500 の決定要旨を参照。

(7) BGH, GRUR 2022, 500, Rn. 10 ff. を参照。なお、本文中の [] は、BGH 決定文の欄外番号を意味する。

Urteil vom 14. April 2011 - I ZR 133/09, GRUR 2011, 638 Rn. 22=WRP 2011, 866 - Werbung mit Garantie ; Urteil vom 31. Mai 2012 - I ZR 45/11, GRUR 2012, 949 Rn. 43=WRP 2012, 1086 - Missbräuchliche Vertragsstrafe ; Urteil vom 5. Dezember 2012 - I ZR 146/11, GRUR 2013, 851 Rn. 9 und 14=WRP 2013, 1029 - Herstellergarantie II を参照)。この規定は、売買契約又は個別の保証契約において法定の担保権を超える給付を消費者に対して提供する義務を負う売主又は製造者が、消費動産売買において提示する保証書の中にも含めるべき情報の内容を定めるものである（BGB 旧第 477 条第 1 項第 2 文について、BGH, GRUR 2011, 638 Rn. 26 und 32 - Werbung mit Garantie ; GRUR 2013, 851 Rn. 10 - Herstellergarantie II を参照）。

[12] 2. その適用範囲内で公正取引法の完全平準化をもたらす域内市場における事業者の消費者に対する不公正な取引方法に関する指令 2005/29/EG（指令第 3 条第 1 項、第 4 条。他の参考文献も含めて、EuGH, Urteil vom 10. Juli 2014 - C-421/12, GRUR Int. 2014, 964 Rn. 55 - Kommission/Belgien ; BGH, Beschluss vom 29. Juli 2021 - I ZR 135/20, GRUR 2021, 1320 Rn. 19=WRP 2021, 1290 - Flaschenpfand III を参照）が UWG 第 3a 条の規定に相当する不公正の要件を定めていない場合でも、BGB 第 479 条第 1 項第 2 文の違反に対し UWG 第 3 条第 1 項及び第 3a 条の意味における不正な取引行為による責任を問うことは一般に妨げられない。

[13] 指令 2005/29/EG 第 3 条第 2 項及び同指令前文 9 第 2 文によると、この指令は、契約法、特に契約の有効性、成立及び効果について定めていない。したがって、契約の締結及び内容に関わる UWG 第 3a 条の意味での市場行動規定は、原則として、指令 2005/29/EG に適合する（BGH, Urteil vom 19. April 2018 - I ZR 244/16, GRUR 2018, 950 Rn. 12=WRP 2018, 1069 - Namensangabe ; Urteil vom 24. September 2020 - I ZR 169/17, GRUR 2021, 84 Rn. 23=WRP 2021, 192 - Verfügbare Telefonnummer ; Urteil vom 21. Januar 2021 - I ZR 17/18, GRUR 2021, 752 Rn. 48=WRP 2021, 746 - Berechtigte Gegenabmahnung ; Urteil vom 18. November 2021

- I ZR 106/20, GRUR 2022, 175 Rn. 30=WRP 2022, 165 - Kabel-TV-Anschluss を参照)。—— 本件における BGB 第 479 条第 1 項第 2 文のような —— 契約締結の際の事業者の消費者に対する情報提供義務について定める規定も、このような規定に該当する (BGH, GRUR 2018, 950 Rn. 12 - Namensangabe; Köhler in Köhler/Bornkamm/Feddersen, UWG, 40. Aufl., § 3a Rn. 1.311 を参照)。

[14] しかしながら、契約法が他の EU 法にその基礎を置く限り、市場行動規定 —— 本件の保証に関する法定の情報提供の要求事項を定める規定 (B II 5 c 及び d を参照) —— は、各 EU 法の規定にも適合しなければならない (BGH, GRUR 2021, 84 Rn. 23 - Verfügbare Telefonnummer; GRUR 2021, 752 Rn. 48 - Berechtigte Gegenabmahnung; BGH, GRUR 2022, 175 Rn. 30 - Kabel-TV-Anschluss)。このことは、本件で問題となる BGB 第 479 条第 1 項第 2 文の規定にも妥当する。この規定は、2021 年 12 月 31 日まで適用される指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項の規定ないし 2022 年 1 月 1 日以降に適用される指令 (EU) 2019/771 第 17 条第 2 項第 3 文の規定をドイツ法に転換した規定であり、また、情報提供の要求事項に関して不公正な取引方法の一定の側面を規律するものである (指令 2005/29/EG 第 3 条第 4 項及び前文 10 第 3 文を参照)。

[15] 3. 反復継続のおそれがあることを理由とする差止請求は、訴えられた Y の行為が、その行為の時点と上告審判決の時点のいずれにおいても反競争的である場合にのみ認められる (確定判例。他の参考文献も含めて、さしあたり、BGH, Beschluss vom 15. Oktober 2020 - I ZR 8/19, GRUR 2021, 80 Rn. 12=WRP 2021, 38 - Gruppenversicherung を参照)。

[16] 2018 年 8 月当時の Y の異議申立て、及び、控訴審判決の言渡し後に、本件に関連する EU 法及びこれを国内法に転換した国内法の両方が改正されている。指令 1999/44/EG は 2022 年 1 月 1 日以降は効力を失い、2022 年 1 月 1 日以降に締結される契約に適用される指令 (EU) 2019/771 によって置き換えられた (指令 [EU]2019/771 第 23 条第 1 文、第 24 条第 2 項)。BGB 第 479 条第 1 項の規定は、デジタル要素を備えた物の販売及

び売買契約のその他の側面を規律する 2021 年 6 月 25 日の法律 (BGBl. I S. 2133) によって 2022 年 1 月 1 日から新たに効力を生じる。

[17] a) 2021 年 12 月 31 日まで適用される BGB 旧第 479 条第 1 項によると、保証書 (BGB 第 443 条) は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない (第 1 文)。保証書には、消費者の法律上の権利及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明 (第 2 文第 1 号)、保証の内容及び保証を行使するために必要なすべての重要な情報、特に保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所 (第 2 文第 2 号) が含まれなければならない。この規定は、指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項にその基礎を置く (BGH, Beschluss vom 11. Februar 2021 - I ZR 241/19, GRUR 2021, 739 Rn. 46=WRP 2021, 619 - Hersteller-garantie III)。

[18] 2022 年 1 月 1 日以降に適用される BGB 新第 479 条第 1 項によると、保証書 (BGB 第 443 条) は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない (第 1 文)。保証書には、瑕疵がある場合の消費者の法律上の権利、この権利の利用は無償であること、及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明 (第 2 文第 1 号)、保証者の名称及び住所 (第 2 文第 2 号)、並びに、消費者が保証を行使する上で従うべき手続 (第 2 条第 3 号)、保証の対象となる物品の名称 (第 2 条第 4 号)、保証の条件、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲 (第 2 条第 5 号) が含まれなければならない。この規定は、指令 (EU) 2019/771 第 17 条第 2 項の規定を国内法化することを目的とする (Begründung des Regierungsentwurfs eines Gesetzes zur Regelung des Verkaufs von Sachen mit digitalen Elementen und anderer Aspekte des Kaufvertrags, BT-Drucks. 19/27424, S. 1 und 45)。

[19] b) 指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項によると、保証においては、消費者が消費動産売買に関して適用される国内の法規定のもとで法律上の権利を有することを説明し、かつ、この権利が保証によって影響を受けないことを明確にし (ハイフン 1)、簡単かつ理解しやすい文言で、保証の内

容及び保証を利用する上で必要となる重要な情報、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所を含まなければならない（ハイフン2）。

[20] 指令（EU）2019/771 第 17 条第 2 項第 3 文によると、保証書には、(a) 物品の契約不適合がある場合に消費者が無償で売主による救済を受け法律上の権利を有すること、及び、その救済が商業保証によって影響を受けないことの明確な説明、(b) 保証者の名称及び住所、(c) 消費者が商業保証を行使する上で従うべき手続、(d) 商業保証の対象となる物品の名称、並びに、(e) 商業保証の条件に関する明確な内容を含まなければならない。

[21] 控訴裁判所の事実認定によると、訴えられた Y の行為は両指令の適用範囲に含まれる。控訴裁判所によると、X が依頼したミステリー・ショッパーに引き渡された T シャツのハング・タグには、顧客が不満を感じた場合には返品できる旨の約束が示されていた。それゆえ、上告審で更に法的検討を行うにあたり、T シャツの購入は、指令 1999/44/EG 第 1 条第 1 項及び第 2 項(a)から(c)の意味における消費用動産売買ないし指令（EU）2019/771 第 3 条第 1 項、第 2 条第 1 号から第 3 号までの意味における消費者と売主との間の売買契約に該当することを前提としなければならない。上告人〔Y〕は、テスト購入時に、X に雇われた買主がオンライン取引業者「O」との関係で消費者として行動したことについて異議を述べていない（BGH, Urteil vom 11. Mai 2017 – I ZR 60/16, GRUR 2017, 1140 Rn. 31=WRP 2017, 1328 – Testkauf im Internet を参照）。

[22] 4. 控訴裁判所は、ハング・タグに付された Y の表示には、BGB 旧第 479 条第 1 項第 2 文に定める情報がすべて含まれているとはいえないとした。Y の表示には、法律上の権利及びそれが制限を受けないことの説明（BGB 旧第 479 条第 1 項第 2 文第 1 号、現第 479 条第 1 項第 2 文第 1 号）も、保証の内容に従って衣類を返却した後に買主が売買代金を返還されるかどうか、また、誰から返還されるかについての情報も、さらには、その保証がどの地理的適用範囲に及ぶのかについての情報（BGB 旧第

479 条第 1 項第 2 文第 2 号、現第 479 条第 1 項第 2 文第 3 号及び第 5 号) も含まれていないという。加えて、保証者である Y の会社名及び住所も記載されていないという (BGB 旧第 479 条第 1 項第 2 文第 2 号、現第 479 条第 1 項第 2 文第 2 号)。上告人 [Y] は、この事実審裁判所の事実認定に対して何ら異議を申し立てておらず、この点に関する限り、法的誤りも認められない。

[23] 5. ハング・タグに印字された表示が BGB 第 479 条第 1 項、第 443 条第 1 項の意味での保証に該当する場合にのみ、当該表示には BGB 新旧第 479 条第 1 項第 2 文 (以下 [単に] BGB 第 479 条第 1 項第 2 文という。) に定める情報が含まれなければならない。買主が完全に満足しない場合には購入した製品を返却することができるという Y の約束がそのような保証に該当するかどうかの問題となる。

[24] a) BGB 第 443 条第 1 項によると、売主、製造者又はその他の第三者が、売買契約の締結前に若しくは締結時に利用可能であった表示若しくは関連する広告において、物がその表示若しくは関連する広告に記載される性状を有せず、又は瑕疵がないこと以外の要求を満たさない場合に、法律上の瑕疵責任に加えて、特に、売買代金を返還し、その物を交換し、修補し、又はこれに関連するサービスを提供する義務を約したときは、保証をしたことになる。

[25] aa) BGB 第 443 条第 1 項の規定は、2021 年 12 月 31 日まで、BGB 旧第 479 条第 1 項との関連で、指令 1999/44/EG 第 1 条第 2 項 e 及び第 6 条第 1 項の保証の概念をドイツ法で転換することを目的としたものであった (債務法現代化法の法律案理由書。BT-Drucks. 14/6040, S. 238)。2022 年 1 月 1 日以降、この規定は、BGB 新第 479 条第 1 項との関連で、指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号における商業保証の概念にその根拠を見出すことができる (BeckOGK.BGB/Stöber, Stand 1. Juni 2021, § 443 Rn. 9)。

[26] さらに、2014 年 6 月 13 日から施行されている現行規定において、BGB 第 443 条第 1 項は、消費者に対する商業保証の存在及びその条件に関する事業者の契約締結前の情報提供について規定する指令 2011/83/EU

第2条第14号の商業保証の概念を転換することを目的とする（指令第5条第1項e、第6条第1項m；消費者権利指令の実施〔及び〕住宅斡旋規制法の改正に関する政府草案理由書 BT-Drucks. 17/12637, S. 68；BeckOGK.BGB/ Stöber aaO § 443 Rn. 7, 13 und 21；BeckOK.BGB/Faust, 60. Edition [Stand 1. November 2021], § 443 Rn. 8）。

[27] BGB 第443条第1項の法律上の保証概念がEU法によって定義されている以上、この概念は指令適合的に解釈されなければならない。

[28] bb) 指令1999/44/EG 第1条第2項eによると、この指令の意味において、『保証』とは、消費用動産が保証書若しくは関連する広告に記載された性質に適合しない場合に、売主又は製造者が、消費者に対し、追加料金なしで売買代金を返還し、消費用動産を取り替え、若しくは修補し、又はその他の方法で救済する一切の義務をいう。同指令第6条第1項によると、保証は、保証書及びそれに関連する広告に定める条件で保証者を拘束する。指令1999/44/EGは、その第1条第1項によれば、最小限の統一的な消費者保護を確保することを目的とする。したがって、同指令第8条第2項により、加盟国は、消費者に対してより高水準の保護を確保するために、より厳格な規定を導入し、又は維持することができる。

[29] 指令（EU）2019/771 第2条第12号によると、この指令の意味において、『商業保証』とは、物品が契約締結時に若しくはその締結前に利用可能であった保証書又は関連する広告に記載された性質を有せず、又は契約適合性に関わらない他の要求を満たすべき場合に、売主又は製造者（保証者）が、消費者に対し、法律上の保証に加えて、売買代金を返還し、物品を取り替え、修補し、又はその他の方法で救済する一切の義務をいう。指令（EU）2019/771は、完全平準化を目的とする（指令の前文10第2文から第4文まで）。このことから、加盟国は、原則として、異なる消費者保護水準を確保するために、より厳格な又はより厳格でない法規定を維持し、又は導入することができない（指令第4条）。指令（EU）2019/771における保証に関する要求は、指令2011/83/EUに基づく商業保証の存在及びその条件に関する契約締結前の情報提供義務に追加して生ずるもので

あり、指令 2011/83/EU を補完するものである（指令[EU]2019/771 の前文 11 第 1 文及び前文 62 第 1 文）。

[30] 指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号によると、この指令の意味において、『商業保証』とは、物品が契約締結時に若しくはその締結前に利用可能であった保証書若しくは関連する広告に記載された性質を有せず、又は瑕疵がないこと以外の要求を満たさない場合に、事業者又は製造者（保証者）が、消費者に対し、法律上の保証に加えて、売買代金を返還し、物品を交換し、若しくは修補し、又は物品に対するサービスを提供する一切の義務をいう。指令 2011/83/EU は、完全平準化を目的とする（指令の前文 7）。それゆえ、同指令第 4 条に基づき、加盟国は、原則として、この指令の適用範囲内において異なる消費者保護水準を確保するために、より厳格な又はより厳格でない規定を維持し、又は導入することができない。

[31] BGB 第 479 条第 1 項の意味での保証概念（BGB 第 443 条第 1 項）を EU 法に適合するように解釈するにあたって、まず、指令 1999/44/EG 及びこれを置き換えた指令（EU）2019//771 の概念規定（BGB 旧第 479 条第 1 項ないし新 479 条第 1 項は、両指令の規定の国内法化を目的とする。）を考慮に入れなければならない（BeckOGK.BGB/Augenhofer, Stand 1. April 2021, § 479 Rn. 7 を参照）。

[32] b) 控訴裁判所の事実認定によると、Y は、ハング・タグに印字され、かつ、オンライン小売業者「O」を介してミステリー・ショッパーに伝えられた消費者に対する表示によって、顧客が満足しない場合にその製造した T シャツを取り戻す義務を負う。

[33] BGB 第 443 条第 1 項の意味での製造者の保証表示が成立するには、保証契約を締結するという製造者の申込みと買主によるこの申込みに対する承諾が必要である（BGH, GRUR 2011, 638 Rn. 26 und 32 – Werbung mit Garantie; BeckOGK.BGB/Stöber aaO § 443 Rn. 45; NK.BGB/Pfeiffer, 4. Aufl., Art. 1 Verbrauchsgüterkauf-RL Rn. 34 を参照）。製造者の申込みの表示は、通常、商品に書面を同封する形で行われ、買主は、BGB 第 151 条第 1 文後段に従い、この申込みに対して黙示的に承諾する。このとき、

承諾の表示が製造者に到達する必要はない。製造者はこれを放棄している
とみることができるからである (BGH, Urteil vom 12. November 1980 -
VIII ZR 293/79, BGHZ 78, 369, 372 f. [juris Rn. 14]; Urteil vom 24. Juni
1981 - VIII ZR 96/80, NJW 1981, 2248, 2249 [juris Rn. 18]; Urteil vom 23.
März 1988 - VIII ZR 58/87, BGHZ 104, 82, 85 [juris Rn. 17]; BeckOK.
BGB/Faust aaO § 443 Rn. 19; MünchKomm.BGB/Westermann, 8. Aufl., §
443 Rn. 6 を参照)。控訴裁判所が明らかに前提とするところによれば、
Y が T シャツのハング・タグに表示した内容は保証契約締結の申込みと
なり、ミステリー・ショッパーは衣料品を受け取ることによってこれに対
し承諾することができた。

[34] c) 控訴裁判所と同様に、当法廷も、BGB 第 443 条第 1 項を指令適
合的に解釈する場合において、購入した製品に対する消費者の満足度は保
証の対象に含まれる売買目的物の性状 (BGB 第 443 条第 1 項前半部分)
には該当しないことに疑いはない。

[35] aa) 物それ自体に備わるすべての要素、並びに、取引通念上その価
値評価に影響を及ぼす物と環境との間のすべての関係は、物の性状とみな
される (BGH, Urteil vom 19. April 2013 - V ZR 113/12, NJW 2013, 1948 Rn.
15; Urteil vom 15. Juni 2016 - VIII ZR 134/15, NJW 2016, 2874 Rn. 10)。そ
のような関係が売買目的物そのものに起因するものでなければならぬの
か、それとも、売買目的物との実際上の関連を有していればよいのかにつ
いて、連邦通常裁判所はこれまで判断をしていない (BGH, NJW 2013,
1948 Rn. 15; NJW 2016, 2874 Rn. 13 を参照)。BGB 第 443 条第 1 項前半部
分の意味での物の性状は、『瑕疵がないこと以外の要求』(BGB 第 443 条
第 1 項後半部分) とは区別されており、瑕疵がないことに関わるものとい
わなければならない (BT-Drucks. 17/12637, S. 68 を参照)。

[36] この基準に従うと、購入した製品に対する買主の満足度は、瑕疵が
ないことに関わる売買目的物の性状には該当しない。確かに、買主の満足
度は、売買目的物の状態又はメルクマールに結び付き得るものである。被
上告人 [X] が異議を申し立てず、また、これについて法的な誤りも見当

たらない控訴裁判所の事実認定によれば、買主は、その不満足が売買目的物との関係で客観的に明らかにならず、また、瑕疵に関わるものともいえない、その者自身の主観的理由から売買目的物を受け入れない場合であっても、『L保証』に基づいて、当該製品を返却することができる。

[37] bb) 当法廷の見方によれば、指令 1999/44/EG 第 1 条第 2 項 e 及び指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号にいう性質の概念からも異なる結論は導かれぬ。被上告人 [X] の見方とは異なり、客観的関連性をもつ事情のみが消費用動産ないし物品の保証を基礎づける性質となるのであり、契約適合的な売買目的物に対する消費者の主観的要求では足りないということに疑いはないと思われる。

[38] (1) 指令の規定の文言によれば、保証は、確かに保証書又は関連する広告における売主又は製造者の説明に結び付けられている。しかし、ここから、保証があらゆる対象にまで及ぶということにはならない。むしろ、保証者の表示は、消費用動産が特定の性質に適合する、ないし、特定の性質を有するという説明を含むものでなければならない。このことから、その説明は、物それ自体のメルクマール又はそれとの関係に関わるものでなければならないということになる (BeckOGK.BGB/Stöber aaO § 443 Rn. 24; NK.BGB/Pfeiffer aaO Art. 1 Verbrauchsgüterkauf-RL Rn. 35; また、Lüttringhaus, AcP 219 [2019], 29, 46 も参照)。

[39] (2) 指令 1999/44/EG 及び指令 (EU) 2019/771 の規定との関連をみると、保証を基礎づける性質は、売買目的物の瑕疵を基礎づける事情、つまり購入した製品それ自体との関係を有する事情に関わるものであることが明らかとなる。

[40] 指令 1999/44/EG 第 2 条第 2 項 a 及び d では、契約適合性の基準として動産の性質が挙げられている。そのうえで、指令 1999/44/EG は、一定の種類の商品について売主又は製造者が一定期間内に明らかになるすべての瑕疵から消費者を保護する保証を製品に与えることが通常であることから、保証に関する規定も置いている (指令の前文 21 第 1 文)。このことから、性質は、売買目的物の契約適合的な状態に関わるものであることが

明らかとなる。

[41] これと同様のことは、指令（EU）2019/771 第 2 条第 12 号からも明らかとなる。この規定によると、物品の性質のみならず、契約適合性に関わらない他の要求も保証の対象となりうる。この付加的メルクマールは、保証を基礎づける性質が —— 契約適合性に関する —— 売買目的物との実際の関連性を有するものであることを示唆する。このことは、指令（EU）2019/771 第 6 条に基づき、契約適合性に関する主観的要件によって物品の売買契約への不適合が導かれることと矛盾しない。指令第 6 条に定める基準は、(a) 売買契約から生じる物品のメルクマール、(b) 消費者が求め、売主が同意した特定の目的への物品の適合性、(c) 売買契約において合意されたとおりに付属品及び説明書を一緒に引き渡すこと、及び、(d) 売買契約において定められた更新が行われることに関わるものである。つまり、これらは、売買目的物それ自体との関連で生じる客観的事情に関わるものである。

[42] d) EU 法との関係で、 —— 控訴裁判所が前提としたように —— 売買目的物に対する消費者の満足度が、BGB 第 443 条第 1 項後半部分の意味での瑕疵がないこと以外の要求に該当するかどうかの問題となる。これに該当する場合には、保証の対象に含まれるものとして、BGB 第 479 条第 1 項第 2 文の情報提供義務が生じる。

[43] aa) 当法廷の見方によれば、上告人〔Y〕と異なり、EU 法の要件に照らしても、『瑕疵がないこと以外の要求』という要件メルクマールに基づく保証が BGB 第 479 条第 1 項の規定に含まれることに疑いはない。確かに —— 指令（EU）2019/771 第 2 条第 12 号とは異なり —— このメルクマールは、指令 1999/44/EG 第 1 条第 2 項 e の保証概念にはその基礎を有しない。しかし、こうした事情があるからといって、『瑕疵がないこと以外の要求』というメルクマールに関連した給付約束はこの規定の意味での保証を基礎づけないというように BGB 旧第 479 条第 1 項を制限的に解釈することが要請されるわけではない。

[44] 国内の立法者は、指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号の商業保証の概念

を国内法に転換するために、2014年6月13日以降に適用されるBGB第443条第1項で、『瑕疵がないこと以外の要求』というメルクマールを採用した(BT-Drucks. 17/12637, S. 68)。同時に、国内の立法者は、一方では指令1999/44/EG第1条第2項eの国内法化を目的として、また、他方では指令2011/83/EU第2条第14号の国内法化を目的として、統一的な保証概念を立てることにした。このような観点から、国内の立法者は、自国の保証概念を指令1999/44/EG第1条第2項eの準則を超えて拡大し、それによってBGB旧第479条第1項第2文の情報提供義務の適用範囲を拡大したのである。その際、国内の立法者は、指令1999/44/EG第1条第1項により同指令が目的とする最小限の統一的な消費者保護水準(指令第1条第1項)よりも高い水準の消費者保護を確保するために、同指令第8条第2項に基づくEU法上の権限を活用したのである(BeckOGK.BGB/Augenhofer aaO § 479 Rn. 8; BeckOK.BGB/Faust aaO § 443 Rn. 8を参照)。
[45] bb) BGB第443条第1項後半部分の『瑕疵がないこと以外の要求』という要件メルクマールの解釈は、BGB第479条第1項第2文の情報提供義務を顧慮した上で、EU法に準拠する必要がある。

[46] (1) もっとも、このメルクマールは指令1999/44/EGに基礎を置くものではなく、その限りにおいて、その解釈は国内法に基づくことが前提となる(BGH, Urteil vom 17. Oktober 2012 - VIII ZR 226/11, BGHZ 195, 135 Rn. 18 und 20を参照)。指令の適用範囲外においては、原則として、国内規範の指令適合的解釈を行う義務はない(EuGH, Urteil vom 16. Juli 1998 - C-264/96, Slg. 1998, I-4695=EuZW 1999, 21 Rn. 34 - ICI)。しかし、指令2011/83/EUの国内法化に際して国内立法者が統一的な保証概念を設けたことからすれば、指令2011/83/EU第2条第14号の保証概念に合致する統一的な解釈を考慮に入れる必要がある(国内法の統一的解釈の原則について、BGHZ 195, 135 Rn. 20; BGH, Urteil vom 28. März 2019 - I ZR 132/17, GRUR 2019, 950 Rn. 23=WRP 2019, 1191 - Testversion, mwN; Hommelhoff in Festgabe 50 Jahre Bundesgerichtshof, 2000, S. 889, 915; BeckOGK.BGB/Stöber aaO § 443 Rn. 14; BeckOGK.BGB/Augenhofer aaO

§ 474 Rn. 24; MünchKomm.BGB/Lorenz aaO vor § 474 Rn. 4; NK.BGB/Pfeiffer aaO Art. 11 Verbrauchsgüterkauf RL Rn. 7を参照)。このような観点から、EU法の規定に適合した国内法の概念規定を確保するためには、EU司法裁判所による指令2011/83/EU第2条第14号における『瑕疵がないこと以外の要求』のメルクマールの解釈が求められる(EuGH, Urteil vom 8. November 1990 – C 231/89, Slg. 1990, I-4003=UR 1992, 179 Rn. 24 – Gmurzynska Bscher; Urteil vom 17. März 2005 – C-170/03, Slg. 2005, I-2299=HFR 2005, 717 Rn. 11 – Feron; Urteil vom 26. März 2020 – C-66/19, NJW 2020, 1423 Rn. 28 f. – Kreissparkasse Saarlouis; Münch Komm.BGB/Lorenz aaO vor § 474 Rn. 4; NK.BGB/Pfeiffer aaO Art. 11 Verbrauchsgüterkauf-RL Rn. 7; 反対の見解として、Hommelhoff aaO S. 889, 920 f.を参照)。

[47] (2)さらに、BGB第443条第1項後半部分における『瑕疵がないこと以外の要求』というメルクマールのEU法適合的な解釈は、2022年1月1日以降においてはBGB第443条第1項の保証概念が指令(EU)2019/771第2条第12号の国内法化に資することになるという点でも望ましい。指令(EU)2019/771第2条第12号の『契約適合性に関わらない他の要求』というメルクマールは、指令2011/83/EU第2条第14号における『瑕疵がないこと以外の要求』というメルクマールと内容的に一致する(Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 132)。

[48] cc) 売買目的物に対する消費者の満足度がこの意味での要求に該当するかどうか、疑いがないとはいえないように思われる。

[49] 控訴裁判所は、Yの表示には、買主が購入した製品に満足しない場合に、買主が自らの期待に沿わない理由を示すことなく、これを返却する約束が含まれることを前提とする。同裁判所によれば、返却に応じるYの義務は、売買目的物に関する客観的事情とは無関係に生じるという。この事実審の判断に対して当事者は異議を申し立てておらず、その限りにおいて、法的な誤りもみられない。

[50] そこで、保証者の義務が消費者の個人的な事情、特に売買目的物に

対するその主観的な態度（本件では、消費者の判断に委ねられる売買目的物の満足度）に基づく場合に、この個人的な事情が売買目的物の状態又はメルクマールに関連していなくても、指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号の意味での瑕疵がないこと以外の要求及び指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号の意味での契約適合性に関わらない他の要求が存在するといえるかどうか問題となる。これが付託質問 1 の主たる内容である。

[51] (1) 両指令の規定の文言からは、その要求が売買目的物の客観的事情に関わるものでなければならないのか、それとも売買目的物に対する消費者の主観的態度にも関わりうるものであるのかを明確に読み取ることができない。物品がこの要求を満たす必要があるとの考え方は、前者の意味での理解に適合的である。その要求は保証者の定める内容からも生じる可能性があるとの考え方は、後者の意味での理解が成り立つことを示唆する。そのような内容の定めは、基本的に、売買目的物それ自体に関わることもあれば、売買目的物に対する買主の個人的な関係に関わることもある。

[52] (2) 規定の文脈からも、一義的な解釈は導かれない。

[53] 指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号の『瑕疵がないこと以外の要求』というメルクマールないし指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号の『契約適合性に関わらない他の要求』というメルクマールは、『性質』のメルクマールと並んで保証の対象となる一層広範なものとして規定されている。このような事情は、一方で、その要求は、性質と同じく売買目的物の客観的事情に関連するものの、——例えば、将来現れる性状のメルクマールのように (BT-Drucks. 17/12637, S. 68 を参照) —— 瑕疵を根拠づけることができないものであるという解釈を可能にする。他方で、このメルクマールは、性質の場合とは異なり、売買目的物の客観的事情に結び付けられる必然性はなく、——取得した製品に対する不満足といった買主の判断に委ねられる (Lindacher in Festschrift Köhler, 2014, S. 445, 446; Herberger, jM 2018, 95, 96 を参照) —— 取得者自身の事情、つまり客観的にも個人的にも関連し得るものとして理解することもできる (例えば、Lüttringhaus, AcP 219 [2019], 29, 46 f.; BeckOGK.BGB/Stöber aaO § 443

Rn. 29)。前者の意味で解釈すると、指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号の『瑕疵がないこと以外の要求』というメルクマールと指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号の『契約適合性に関わらない他の要求』というメルクマールの適用範囲はかなり狭くなるが、これに対して後者の意味で解釈するとその適用範囲はより広くなる。

[54] EU の立法者が指令 (EU) 2019/771 第 6 条及び第 7 条の規定において要求の概念を用いていることから一義的に明確な解釈が可能になるわけではない。当該規定によれば、客観的要求 (指令第 7 条) だけでなく、主観的要求 (指令第 6 条) によっても、物品の契約適合性を判断することができる。主観的要求は、確かに売買目的物のメルクマールにも関わる。しかし、このことから、指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号に基づく保証概念 (及び指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号に基づく保証概念) の枠組みにおいて売買目的物に対する要求がこれと同じ関連性を有するものでなければならないということが自動的に導かれるわけではない。

[55] (3) 指令の規定の目的からすると、指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号の『瑕疵がないこと以外の要求』というメルクマール及び指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号の『契約適合性に関わらない他の要求』というメルクマールは、買主自身の主観的事情に関わるものとして広義に解釈されることになる。この解釈は、—— 指令 1999/44/EG と同様に —— 高水準の消費者保護 (指令 2011/83/EU の前文 65 第 1 文; 指令 [EU] 2019/771 の前文 10 第 4 文; 指令 1999/44/EG の前文 1) を達成することに寄与する。消費者は、自己の不満足又はその他の個人的な事情との関連で保証が受けられる場合であっても、自己の法律上の権利の範囲を知り、いかなる場合に保証が適用されるのか、その保証の下で自らがどのような権利を有するのか、そしてまた、これらの権利をどのように行使することができるのかを判断するうえで、指令に定める情報を必要とする。

[56] dd) 消費者の個人的事情 (本件では、購入した商品に対する消費者の満足度) が指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号及び指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号の意味での保証の対象になると解する場合には、この主観

的要求が満たされないことを客観的事情に基づいて確認できることを要するかどうかという問題が生じる。これが、付託質問2の趣旨である。

[57] 当法廷は、これを否定的に解する。たとえ売主又は製造者が客観的事情に基づいてその物品が買主の主観的要求を満たしていないことを確認することができない場合でも、保証は成立する。もっとも、このように解することで、消費者は、保証を求めるという口実で保証に基づく権利を行使することが容易になる。その結果、保証の対象となる前提事実——本件では、売買目的物に対する消費者の個人的な不満足——が実際には存しない場合でも、消費者は保証に基づく権利を自由に行使することができるようになる（OLG Hamburg, Urteil vom 10. Dezember 2008 – 5 U 129/07, juris Rn. 39 [OLGR Hamburg 2009, 781 未搭載]を参照）。しかし、保証者は、この場合において保護に値するようには思われない。保証者は、——例えば、消費者が売買目的物に不満を持つ説得的な理由を求めるようにする等——保証に基づく自己の義務を客観化可能な前提事実に結び付けることが許されているのである（Lindacher aaO S. 445, 446 を参照）。」。

[58]-[69] (略)

IV 検 討

1 問題の所在

本件の主たる争点は、Yが販売した製品（Tシャツ）に「不満足の際の返品表示」が付けられている場合に、この表示がBGB第443条の意味での「保証」に該当するかどうかである。当該表示が「保証」（BGB第443条）に該当する場合には、Yは、BGB第479条（保証に関する特則）に定める情報を消費者に提供しなければならない。BGB第479条の要件

(8) 現行のBGB第479条の規定について、拙稿「ドイツにおけるEU物品売買指令の国内法化——連邦司法・消費者保護省（BMJV）参事官草案の検討——」産大法学55巻1号（2021年）151頁以下、同「ドイツ瑕疵担保法の改革（1）——EU物品売買指令の国内法化」

を充足しない不完全な保証表示は、不正競争防止法に基づく差止めの対象となる（UWG 第 8 条第 1 項第 1 文、第 3 条第 1 項、第 3a 条）。

2 BGB 第 443 条第 1 項における「保証」の意義

現行の BGB 第 443 条第 1 項によると、売主、製造者又はその他の第三者が、売買契約の締結前に若しくはその締結時に利用可能であった表示若しくは関連する広告において、物がその表示又は関連する広告に記載された性状を有せず、又は瑕疵がないこと以外の要求を満たさない場合に、売買代金を返還し、その物を取り替え、若しくは修補し、又はこれに関連するサービスを提供する義務を約したときは、売主は、買主に対し、保証に基づく責任を負う。BGH によると、「購入した製品に対する消費者の満足度」は、製品の「性状」に関わるものとはいえない⁽⁹⁾。したがって、専ら問題となるのは、「購入した製品に対する消費者の満足度」が「瑕疵がないこと以外の要求」に該当するかどうかである。

この点、BGH によれば、BGB 第 443 条は、関連する EU 指令に法的基礎を置いており、同条第 1 項にいう「保証」概念——とりわけ、「瑕疵がないこと以外の要求」——の意味内容を明らかにするには、関連する EU 指令の趣旨を踏まえた解釈が必要となる。

ここで、BGB 第 443 条に関連する EU 指令を列挙すると、次のとおりである。

、内法化——産大法学 55 卷 3・4 号（2022 年）235-236 頁、関連して、同「オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について——2021 年 2 月 11 日ドイツ連邦通常裁判所民事第 1 部決定の概要——」産大法学 55 卷 2 号（2021 年）317 頁も参照。

(9) BGH, GRUR 2022, 500, Rn. 34 ff.; 売買目的物の「性状」概念について、詳しくは、Jan D. Lüttringhaus, Kaufrechtliche Gewährleistungsansprüche bei „ethischen“ Produkten und öffentlichen Aussagen zur Corporate Social Responsibility: Zugleich ein Beitrag zur Weite des Beschaffenheitsbegriffs des § 434 BGB, AcP 201 [2021], 29 などを参照。また、拙著『民法改正と売買における契約不適合給付』（法律文化社、2020 年）70 頁以下も参照。本件において、BGH が、「購入した製品に対する購入者の満足度は、瑕疵がないことに関する売買目的物の性状には該当しない」（Rn. 36）と判示した点は、——従来必ずしも明確な判断が示されていないといわれていた——「性状」概念（BGB 第 434 条）に関する BGH の考え方を理解するうえで意義を有する。

第 1 に、消費動産売買指令（1999/44/EC）第 1 条第 2 項(e)によると、「保証」とは、消費動産が保証書若しくは関連する広告に記載された性質に適合しない場合に、売主又は製造者が、消費者に対し、追加料金なしで売買代金を返還し、消費動産を取り替え、若しくは修補し、又はその他の方法で救済する一切の義務をいう。この規定は、BGB 旧第 443 条第 1 項のもとで国内法化された⁽¹⁰⁾。

第 2 に、消費者権利指令（2011/83/EU）第 2 条第 14 号によると、「商業保証」とは、物品が契約締結時に若しくはその締結前に利用可能であった保証書若しくは関連する広告に記載された性質を有せず、又は瑕疵がないこと以外の要求を満たさない場合に、事業者又は製造者（保証者）が、消費者に対し、法律上の保証に加えて、売買代金を返還し、物品を交換し、若しくは修補し、又は物品に対するサービスを提供する一切の義務をいう。この規定は、BGB 現第 443 条第 1 項のもとで国内法化された⁽¹¹⁾。

第 3 に、物品売買指令（EU）2019/771 第 2 条第 12 号によると、「商業保証」とは、物品が契約締結時に若しくはその締結前に利用可能であった保証書若しくは関連する広告に記載された性質を有せず、又は契約適合性に関わらない他の要求を満たすべき場合に、売主又は製造者（保証者）が、消費者に対し、法律上の保証に加えて、売買代金を返還し、物品を取り替え、修補し、又はその他の方法で救済する一切の義務をいう。この指令の国内法化に際して、BGB 現第 443 条第 1 項の規定は変更されなかった。

ところで、BGB 旧第 443 条第 1 項のもとでは、「瑕疵がないこと以外の要求」は、「保証」概念の中に含まれなかった。このことは、BGB 旧第

(10) 債務法現代化法（Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts vom 26. 11. 2001, Bundesgesetzblatt Jahrgang 2001 Teil I Nr. 61, ausgegeben am 29. 11. 2001, S. 3138）を参照。BGB 旧第 443 条の立法理由について、BT-Drucks. 14/6040, S. 237-240 も参照。

(11) 消費者権利指令（2011/83/EU）の国内法化に関する法律として、「消費者権利指令の実施及び住宅斡旋の規律のための法律の改正に関する法律」（Gesetzes zur Umsetzung der Verbraucherrechtlicherichtlinie und zur Änderung des Gesetzes zur Regelung der Wohnungsvermittlung, BGBl. I S. 3642）（2013 年 9 月 20 日公布、2014 年 6 月 13 日施行）を参照。指令の国内法化について、BeckOK.Faust, 60. Edition [Stand 1. 11. 2021], § 443 Rn. 8 も参照。

443 条第 1 項及びこの規定の基礎にある消費用動産売買指令（1999/44/EC）第 1 条第 2 項(e)において、「瑕疵がないこと以外の要求」という文言が明記されていないことから明らかである。しかし、その後、ドイツの立法者は、消費者権利指令（2011/83/EU）の第 2 条第 14 号を国内法化する際に、BGB 第 443 条第 1 項に「瑕疵がないこと以外の要求」という文言を挿入した（2013 年 9 月 20 日公布・2014 年 6 月 13 日施行の法律⁽¹²⁾）。こうして、ドイツの立法者は、BGB 第 443 条第 1 項の「保証」概念を消費用動産売買指令（1999/44/EC）第 1 条第 2 項(e)の「保証」概念よりも拡大したのである⁽¹³⁾。2019 年には物品売買指令（2019/771/EU）が制定され、同指令は 2021 年にドイツにおいて国内法化された⁽¹⁴⁾。このとき、—— 上述のとおり —— BGB 現第 443 条第 1 項の規定は変更されなかった。このように、2022 年 1 月 1 日施行の改正 BGB において —— 消費者権利指令（2011/83/EU）第 2 条第 14 号の規定を国内法化した —— BGB 現第 443 条第 1 項が維持されたことから、ドイツの立法者は、消費者権利指令（2011/83/EU）第 2 条第 14 号の「瑕疵がないこと以外の要求」のメルクマールと物品売買指令（2019/771/EU）第 2 条第 12 号の「契約適合性に関わらない他の要求」のメルクマールを基本的に同一のものとして理解していたことも明らかとなる⁽¹⁵⁾。

(12) 前掲注(11) の法律を参照。

(13) BGH, GRUR 2022, 500, Rn. 44 を参照。BGB 第 443 条第 1 項において、消費用動産売買指令（1999/44/EC）第 1 条第 2 項(e)に基礎を置く「保証」概念を拡大することは、この指令が「下限平準化指令」であることから許容される。この点につき、Faust, (Fn. 11) § 443 Rn. 8 も参照。

(14) この点について、拙稿・前掲注(8) 産大法学 55 卷 1 号（2021 年）93 頁以下、産大法学 55 卷 3・4 号（2022 年）209 頁以下も参照。

(15) BGB 第 443 条第 1 項、消費者権利指令（2011/83/EU）第 2 条第 14 号では「瑕疵がないこと以外の要求」という文言が使用されているのに対し、物品売買指令（2019/771/EU）第 2 条第 12 号では「契約適合性に関わらない他の要求」という異なる文言が使用されている。しかし、この文言の相違にもかかわらず、立法者は物品売買指令（2019/771/EU）の国内法化の際に BGB 第 443 条を改正しておらず、基本的に両指令の規定を同一の意味内容をもつものとして理解していたことになる。この点につき、BGH, GRUR 2022, 500, Rn. 47 も参照。

3 「不満足の際の返品表示」の「保証」該当性

それでは、本件のような「不満足の際の返品表示」は、BGB 現第 443 条第 1 項にいう「保証」に該当するだろうか。⁽¹⁶⁾ BGH は、結論として、この点に関する判断を行わなかった。BGH によれば、消費者権利指令（2011/83/EU）や物品売買指令（2019/771/EU）の規定の文言からも、また、各指令の規定の文脈からも、「瑕疵がないこと以外の要求」（BGB 現第 443 条第 1 項）が売買目的物の客観的事情に関わるものを対象とするのか、それとも売買目的物に対する消費者の個人的事情に関わるものをも含む趣旨なのかは明確に判断することができないという。このような理由から、BGH は、両指令の解釈に関わる次の 2 つの問題を EU 司法裁判所に付託した。

BGH によれば、第 1 に、消費者の個人的事情（購入した製品に対する消費者の満足度）に基づいて販売業者の義務が発生する場合に、消費者権利指令（2011/83/EU）第 2 条第 14 号にいう「瑕疵がないこと以外の要求」及び物品売買指令（2019/771/EU）第 2 条第 12 号にいう「契約適合性に関わらない他の要求」があるといえるのかどうか⁽¹⁷⁾が問題になる。第 2 に、買主（消費者）の個人的事情（購入した製品に対する消費者の満足度）が「瑕疵がないこと以外の要求／契約適合性に関わらない他の要求」に該当するとした場合に、この買主（消費者）の個人的事情が満たされないこと（購入した製品に対する消費者の不満足）を客観的に判断できることを要するかが問題になる。⁽¹⁸⁾

BGH が付託した指令の解釈問題について、今後、EU 司法裁判所がどのような判断を下すかが注目される。

(16) 学説では、返金キャンペーン（顧客が商品に不満足を感じた場合の「返金」約束）について、事業者の「保証」がある事例とみることができるとする考え方が一方で、このキャンペーンが実際には返金の条件として顧客側のいかなる不満も前提としていない（製品を購入した後でレシートを提出すれば返金してもらうことができる）ことから、保証の合意があるとはいえないとする考え方もある（Marie Herberger, Probleme der wettbewerbsrechtlichen Zulässigkeit von Cashback-Aktionen gegenüber Verbrauchern, jM 2018, 95, 96 を参照）。

(17) BGH, GRUR 2022, 500, Rn. 50 を参照。

(18) BGH, GRUR 2022, 500, Rn. 56 を参照。

V 結びに代えて

「不満足の際の返品表示」が売買目的物の「保証」に該当するかどうかという理論的にも実務的にも重要な問題について、BGHは、EU司法裁判所に対し、関連する指令の解釈を求めた。近い将来、消費者権利指令（2011/83/EU）及び物品売買指令（2019/771/EU）に定める「保証」（商業保証）概念——とりわけ、「瑕疵がないこと以外の要求」及び「契約適合性に関わらない他の要求」——についてEU司法裁判所の解釈が示される可能性がある⁽¹⁹⁾。ドイツ法の視点からは、EU司法裁判所の判断を通じて、BGB第443条第1項の「保証」概念——「瑕疵がないこと以外の要求」——の意義が明確になることが期待される。EU司法裁判所における今後の手続きの推移を見守りたい。

【関連条文】

BGB旧第443条（保証）⁽²⁰⁾

第1項 売主又は第三者が物の性状について、又は物が一定期間に特定の性状を有すること（耐久性保証）について保証を引き受けたときは、買主は、法律上の権利にかかわらず、保証書及び関連する広告に定められた条件により、保証を与えた者に対し、保証に基づく権利を有するものとする。

第2項（略）

BGB現第443条（保証）⁽²¹⁾

第1項 売主、製造者又はその他の第三者が、売買契約の締結前に若しくはその締結時に利用可能であった表示若しくは関連する広告において、物

(19) 本件は、現在、EU司法裁判所に係属している（EuGH, C-133/22）。

(20) この規定は、2002年1月1日以降に締結された契約であり、かつ、2014年6月13日より前に締結された契約に適用される。

(21) この規定は、2014年6月13日以降に締結される契約に適用される。

ドイツ売買法における「保証」の範囲について

がその表示若しくは関連する広告に記載される性状を有せず、又は瑕疵がないこと以外の要求を満たさない場合に、法律上の瑕疵責任に加えて、特に、売買代金を返還し、その物を交換し、修補し、又はこれに関連するサービスを提供する義務を約したときは（保証）、買主は、保証を与えた者（保証者）に対し、法律上の権利にかかわらず、保証に基づく権利を有するものとする。

第2項（略）

BGB 旧第 477 条（保証に関する特則）⁽²²⁾

第1項 保証書（第 443 条）は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 消費者の法律上の権利及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明
2. 保証の内容及び保証を行使するために必要なすべての重要な情報、特に保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所

第2項～第3項（略）

BGB 旧第 479 条（保証に関する特則）⁽²³⁾

第1項 保証書（第 443 条）は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 消費者の法律上の権利及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明
2. 保証の内容及び保証を行使するために必要なすべての重要な情報、特に保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証

(22) この規定は、2002年1月1日以降に締結された契約であり、かつ、2017年12月31日までに締結された契約に適用される。

(23) この規定は、2018年1月1日以降に締結された契約であり、かつ、2021年12月31日までに締結された契約に適用される。

者の名称及び住所

第2項～第3項（略）

BGB 新第479条（保証に関する特則）⁽²⁴⁾

第1項 保証書（第443条）は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 瑕疵がある場合の消費者の法律上の権利、この権利の利用は無償であること、及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明
2. 保証者の名称及び住所
3. 消費者が保証を行使する上で従うべき手続
4. 保証の対象となる物品の名称
5. 保証の条件、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲

第2項～第4項（略）

消費用動産売買指令（1999/44/EC）第1条（適用範囲及び定義）

第1項 この指令は、域内市場内における統一的な消費者保護の最小限の水準を保障するための消費用動産売買および消費用動産に対する保証に関する構成国の法令及び行政規定を平準化させることを目的とする。

第2項 この指令において用いられる用語の定義は、次のとおりである。

(a)～(d)（略）

(e) 「保証」とは、売主又は製造者が、消費者に対し、追加料金なしで引き受けた一切の義務をいう。具体的には、消費用動産が保証書若しくは関連する広告に記載された性質に適合しない場合に、売買代金を返還し、消費用動産を取り替え、若しくは修補し、又はその他の方法で救済することをいう。

(24) この規定は、2022年1月1日以降に締結される契約に適用される。

消費動産売買指令（1999/44/EC）第6条（保証）

第1項 保証は、保証書及びそれに関する広告に定める条件で、その保証を提供する者を拘束する。

第2項 保証は、次に掲げる内容を含むものでなければならない。

一 消費者が消費動産売買に関して適用される国内の法規定の下で法律上の権利を有することを説明し、かつ、この権利が保証によって影響を受けないことを明確にすること。

一 簡単かつ理解しやすい文言で、保証の内容及び保証を利用する上で必要となる重要な情報を提供すること。これは特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所とする。

第3項～第5項（略）

消費者権利指令（2011/83/EU）第2条（定義）

この指令において用いられる用語の定義は次のとおりである。

(1)～(13)（略）

(14)「商業保証」とは、物品が契約締結時に若しくはその締結前に利用可能であった保証書若しくは関連する広告に記載された性質を有せず、又は瑕疵がないこと以外の要求を満たさない場合に、事業者又は製造者（保証者）が、消費者に対し、法律上の保証に加えて、売買代金を返還し、物品を交換し、若しくは修補し、又は物品に対するサービスを提供する一切の義務をいう。

(15)（略）

消費者権利指令（2011/83/EU）第5条（通信契約又は事業所外で締結される契約以外の場合の情報提供義務）

第1項 消費者が通信契約若しくは事業所外で締結される契約又はそれに類する契約の申込みに拘束される前に、事業者は、消費者に対し、次の各号に定める情報を明確かつ理解しやすい形で提供するものとする。ただし、その情報が当該事情の下で明らかであるときは、この限りでない。

(a)～(d) (略)

(e) 物品の法律上の保証の権利の存在に加えて、該当する場合には、顧客サポート及び商業保証の存在及びその条件

(f)～(h) (略)

消費者権利指令 (2011/83/EU) 第 6 条 (通信契約又は事業所外で締結される契約の場合の情報提供義務)

第 1 項 消費者が通信契約若しくは事業所外で締結される契約、又はそれに類する契約の申込みを拘束される前に、事業者は、消費者に対し、次の各号に定める情報を明確かつ理解しやすい形で提供するものとする。

(a)～(l) (略)

(m) 該当する場合には、販売後の顧客支援、アフター・サービス及び商業保証の存在及びその条件

(n)～(t) (略)

物品売買指令 (2019/771/EU) 第 2 条 (定義)

この指令において用いられる用語の定義は、次のとおりである。

(1)～(11) (略)

(12) 「商業保証」とは、物品が契約締結時に若しくはその締結前に利用可能であった保証書若しくは関連する広告に記載された性質を有せず、又は契約適合性に関わらない他の要求を満たすべき場合に、売主又は製造者(保証者)が、消費者に対し、法律上の保証に加えて、売買代金を返還し、物品を取り替え、修補し、又はその他の方法で救済する一切の義務をいう。

(13)～(15) (略)

物品売買指令 (2019/771/EU) 第 17 条 (商業保証)

第 1 項 商業保証は、契約締結時に又はその締結前に利用可能であった保証書及びそれに関連する広告に定める条件で保証者を拘束する。製造者は、この条に定める条件で、かつ、連合法又は国内法の他の適用可能な規定に

ドイツ売買法における「保証」の範囲について

かかわらず、製造者が消費者に対して一定期間における特定の物品についての商業的な耐久性保証を提供したときは、商業的な耐久性保証の全期間、消費者に対し、直接、第14条に基づく物品の修補又は取替えについて責任を負うものとする。製造者は、耐久性保証の表示において、消費者に対し、より有利な条件を提供することができる。

保証書に定める条件が関連する広告に定める条件よりも消費者に有利でないときは、商業保証は、この保証に関する広告に定める条件で拘束力をもつ。ただし、契約締結前に、関連する広告が、それが行われたのと同じ方法又は同等の方法で修正されたときは、この限りでない。

第2項 保証書は、遅くとも物品の引渡し時に、耐久性のある媒体で消費者に提供されるものとする。保証書は、簡単かつ理解しやすい言葉で作成するものとする。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 物品の契約不適合がある場合に消費者が無償で売主による救済を受ける法律上の権利を有すること、及び、その救済が商業保証によって影響を受けないことの明確な説明
- (b) 保証者の名称及び住所
- (c) 消費者が商業保証を行使する上で従うべき手続
- (d) 商業保証の対象となる物品の名称
- (e) 商業保証の条件

第3項～第4項（略）

*本研究は JSPS 科研費 JP20K13378, JP21H00670 の助成を受けたものである。